

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成23年1月6日(2011.1.6)

【公開番号】特開2010-13773(P2010-13773A)

【公開日】平成22年1月21日(2010.1.21)

【年通号数】公開・登録公報2010-003

【出願番号】特願2008-175995(P2008-175995)

【国際特許分類】

D 0 4 H	1/42	(2006.01)
B 0 1 D	39/20	(2006.01)
B 2 8 B	11/00	(2006.01)
D 2 1 H	13/36	(2006.01)
D 2 1 H	13/40	(2006.01)

【F I】

D 0 4 H	1/42	A
D 0 4 H	1/42	B
B 0 1 D	39/20	B
B 2 8 B	11/00	Z
D 2 1 H	13/36	Z
D 2 1 H	13/40	

【手続補正書】

【提出日】平成22年11月9日(2010.11.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

厚さが500μm以下であって、  
ロックウールを主纖維として含有し、  
ガラス纖維をさらに含有する  
ことを特徴とする無機纖維ペーパー。

【請求項2】

前記ガラス纖維は、その平均纖維径が3～10μmの範囲内である  
ことを特徴とする請求項1に記載された無機纖維ペーパー。

【請求項3】

前記ガラス纖維は、その平均纖維長さが3～15mmの範囲内である  
ことを特徴とする請求項2に記載された無機纖維ペーパー。

【請求項4】

前記無機纖維ペーパーを構成する無機纖維は、前記ロックウールを60～90重量%の範囲内で含有するとともに、前記ガラス纖維を10～40重量%の範囲内で含有する  
ことを特徴とする請求項2又は3に記載された無機纖維ペーパー。

【請求項5】

その米坪が5～500g/m<sup>2</sup>の範囲内である  
ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかに記載された無機纖維ペーパー。

【請求項6】

前記ロックウールは、直径212μm以上のショットの含有率が2重量%以下であり、

且つ直径 212 μm 未満のショットの含有率が 20 重量 % 以下であることを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれかに記載された無機纖維ペーパー。

【請求項 7】

コルゲート加工された請求項 1 乃至 6 のいずれかに記載された無機纖維ペーパーを有する

ことを特徴とするハニカム構造体。

【請求項 8】

焼成されている

ことを特徴とする請求項 7 に記載されたハニカム構造体。

【請求項 9】

機能剤が担持されている

ことを特徴とする請求項 7 又は 8 に記載されたハニカム構造体。

【請求項 10】

請求項 9 に記載されたハニカム構造体を有する

ことを特徴とするフィルター。